

《月刊『節税コラム』6月号》

第7回～新品の固定資産を購入して節税対策に！？～

みなさん、こんにちは。梅雨の長雨にとじこめられる日々、いかがお過ごしでしょうか。今回の節税コラムでは「特別償却」と「税額控除」についてご紹介いたします。

中小企業が一定の固定資産を取得した場合、取得した事業年度の減価償却費を通常よりも多く費用に計上することが可能な「特別償却」や、資産の取得価額に一定割合を乗じた金額を法人税から控除できる「税額控除」という制度のいずれかを選択して採用することができます。

この制度の対象となる資産と要件は以下の表の通りです。また、この制度を採用するためには新品の資産でなくてはならず、中古の資産を購入した場合は採用できません。

対象資産	要件等
機械装置	1 台の取得価額が 160 万円以上
電子計算機・インターネットに 接続されたデジタル複合機	1 台又は同一種類の複数設備の取得価額の合計額が 120 万円以上
ソフトウェア	取得価額の合計が 70 万円以上
車両運搬具	運送用の貨物トラックで 3.5t 以上のもの

この制度を採用するとどれだけ節税につながるか具体例を使って見てみます。(金額はすべて概算)

《具体例》

- ・ A 社の平成 23 年 6 月期の利益（所得）は 400 万円
- ・ 法人税の税率 18%
- ・ 期中に 160 万円の貨物トラック（4 t）の購入あり



◎制度を採用しない場合

利益（所得）の 400 万円に税率の 18% を乗じた 72 万円が法人税となります。

◎特別償却を採用した場合

期中に取得したトラックの取得価格 160 万円のうちの 30% である 48 万円を特別償却として経費に追加できるため、法人の利益は 400 万円 - 48 万円の 352 万円となり、352 万円 × 18% の 63.3 万円が法人税となります。

◎税額控除を採用した場合

トラックの取得価額 160 万円の 7% である 11.2 万円を法人税より差し引くことができるため、72 万円 - 11.2 万円の 60.8 万円が法人税となります。

	制度の採用無し	特別償却	税額控除
利益(所得)	400 万円	352 万円	400 万円
法人税	72 万円	63.3 万円	60.8 万円

上記の例では税額控除を採用したパターンの法人税が最も少なくなっています。また対象となる固定資産は、上記の表の通り限定されていますので、慎重に検討する必要があります。その時々状況に応じて最も適切な方法を採用するために、固定資産の購入時には弊社担当者までご相談ください。

(文責 金岩 宏和)